

仕 様 書

1. 件 名 官用自動車法定 24 ヶ月定期点検整備（盛岡地方気象台 フォレスター）

2. 作業目的

道路運送車両法に基づき、盛岡地方気象台が使用する官用自動車の法定 24 ヶ月点検整備及び車検（継続検査）を実施し、自動車運転業務の安全性を確保する。

3. 対象車輛

自動車登録番号 : 岩 手 310 さ 6851
初度登録年月日 : 令 和 04 年 11 月 18 日
車検有効期限 : 令 和 07 年 11 月 17 日
車 名・型 式 : ス バ ル 5AA-SKE
走 行 距 離 : 61,892 Km (令和 7 年 8 月 5 日現在)
保 管 場 所 等 : 盛岡市山王町7-60
盛岡地方気象台 業務・危機管理官 Tel: 019-622-7869

4. 履行期限 令和 7 年 11 月 14 日（金）

5. 作業内容

作業については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠すること。

(1) 道路運送車両法で定められた保安基準に適合するか否かの検査

(2) 自動車点検基準に定められた基本項目・走行距離項目の点検

(3) 部品の交換等

- ・下回りの洗浄及び塗装
- ・クリーンフィルター交換
- ・エンジンオイル交換
- ・オイルエレメント交換
- ・ブレーキオイル交換
- ・ウインドウォッシャ液補充
- ・前後デフオイル交換
- ・エアクリーナーエレメント交換

(4) 自動車重量税の納付

(5) 自動車損害賠償責任保険の更新

6. 監 督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

7. 検 査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

8. そ の 他

(1) 点検の結果異常が認められ、別途作業の必要が生じた場合は担当官との協議による。

(2) 受注者は、検査点検作業完了後、管轄運輸支局等に対し、車検に必要な書類一式を提出すること。

(3) 自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険の契約手続きは、受注者が代行し、保険期間は 24 ヶ月間とする。

(4) 対象車両の引渡し後から納車までは、受注者の責任の下、車両を管理し、車両に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。